



横浜市議員・自民党

小松のりあき

私の政治信条は「責務は安全」

市民の皆さまより横浜市政を負託された議員として「安全で安心して暮らせる環境を創りあげることが責務」を信念に、市政に取り組んでおります。

市政レポート令和元年6月号<No.12> 編集・発行：小松のりあき政務活動事務所 横浜市神奈川区六角橋2-5-24 TEL:045-491-7515

「安心・安全」住み続けられるまちづくり

自民党横浜市議員団36名は、「チカラ」を結集

自民党横浜市議員団は、平成31年4月の横浜市議員選挙後、36名が所属いたしました。横浜市は、本年度より初めて人口減少をむかえるなかで、都市機能を持続させ更なる発展をさせていく時代が始まります。自民党横浜市議員団では、引き続き横浜市会最大会派としての責任を共有し、新しい活力ある横浜を創り上げてまいります。

残念なのは、無投票当選により区民の皆さまに 政策を判断していただけなかったことです。

4月29日の横浜市議員選挙、神奈川区選挙区は現職5名の届け出しがなく、立候補届出で当日夕刻に5名の無投票当選が確定いたしました。

選挙期間中は公職選挙法の規定により目指す政策を訴える活動が一切できなく、市議選用のポスターも速やかに撤去されました。議会は住民自治の根幹です、市民に一番身近な基礎自治体の市民の代弁者として、これから目指す政策を皆さまに判断していただけなかったことが非常に残念で、市議の重責をしっかりと受け止め取り組んでまいります。

今回の選挙より、期間中に候補者の政策を訴える「政策ビラ」の配布が認められました。

しかしながら無投票当選のため、公職選挙法により選挙後も政策ビラの配布が禁止されており、引き続き神奈川区選出の横浜市議員として、私が皆さまにお訴えしたかった私の政策をご一読いただきたく掲載いたします。

「責務は安全」3期目で目指す私の目標

—— 誰もが住み続けたい神奈川区へ ——

- 住み慣れたまちで在宅医療・介護医療が受けられる連携体制の整備。
- 住みよいまちづくりへ、用途地域等の見直し。
- コミュニティバスを拡充し、交通不便地域の減少。
- 地域防犯力の強化として防犯カメラの設置。

—— 安心安全な生活を ——

- 災害時の避難所となる小・中学校の体育館の空調設備の設置。
- 災害救助実施市としての避難所の環境改善。
- 集中豪雨など都市型災害に対応するまちづくり。
- 延焼の危険性の高い重点対策地域のまちの不燃化推進。



「減災」私がライフワークとして取り組んでいる課題です。

平成25年初当選以来、2期6年間、私は一貫して「市民が安全に安心して生活できるまちづくり」の実現を目指し、その環境づくりに取り組んでまいりました。

近年、日本列島はこれでもかと思うほど自然災害に襲われています。自然災害を防ぐことはできませんが、今は発生時期や地域をある程度予測ができ、日頃の備えや災害対応力強化等により、被害を最小限に抑えることが可能だと考え、「減災」を私の政治活動におけるライフワークとして、「私の減災への取組み」「横浜市の災害対策」など、その時々の最新のニュースを市政レポートで皆さまに報告してまいりました。

*裏面に続く

「減災活動」市会での取り組み

狭あい道路拡幅

平成26年度建築局予算案審査において地震被害想定では木造住宅密集地での建物倒壊や火災被害が予想され、六角橋周辺地域も深刻な被害想定が予想され、狭あい道路拡幅事業展開について副市長、局長に質問。所有者個々へのPRを積極的に取組んでいくと回答。

土砂災害対策をチェック

平成26年10月に台風18号による市内2か所で土砂崩れが発生し尊い命が奪われました。私はすぐに状況調査を行い、本会議で「土砂災害への対応」を質問し「崖地の見直しや周知の徹底など避難勧告の迅速化」の回答を得る。

危機管理

平成27年度決算特別審査における総務局へ「①風水害における即時避難勧告」「②帰宅困難者対策」について質問。①ハザードマップ周知活用の徹底、②駅周辺での帰宅困難者一時受け入れ施設、民間・公共併せて210か所確保と災害時にはむやみに従業員を帰宅させない「一斉帰宅抑制」を企業に呼びかけていると回答を得る。

下水道管直結仮設トイレ

平成28年度市会定例会で、避難所に設置されている仮設トイレに清潔な「下水管直結仮設トイレ」の設置を要望。市長より、現在市内全域で141か所、未整備地区340か所について早期整備と回答を得る。

災害救助法の見直し

29年度予算特別委員会で、大規模災害時における「災害救助法」の抜本の見直しについて質問。その後、市会は早速小此木八郎防災担当大臣(当時)と菅義偉官房長官へ要望書を提出。併せて私は小此木八郎大臣に積極的に働きかけ、政令指定都市は都道府県と同等の権限を移譲できる「災害救助法」が国会で可決成立しました。

経験を活かし、さらに市民の安心・安全を。

市議員選挙後の令和元年5月16日市会第2定例会初日の本会議において新たな委員会構成が決まり、市民協働、区政支援、文化振興、スポーツ振興、危機管理、火災予防、防犯対策、救急、消防など市民生活に非常に密着した施策を進めている市民局、文化観光局、消防局の事業を審査する「市民・文化観光・消防委員会」の委員長を拝命いたしました。また、特別委員会は減災及び防災対策の推進を調査・研究する「災害対策推進特別委員会」を切望し、配属が決まりました。今期1年、今まで取組んできた経験を活かし市民生活の安心・安全の構築へ邁進してまいります。

災害から学んできた日本

平成から令和に改元された5月の連休は、久々に時間に余裕ができ乱読にふけり、歴史的に災害と元号の関わり合いが深かったことを再確認いたしました。

平成時代は、「阪神」「東日本」と2度も大きな大震災があり、さらに地球温暖化が起因する各地での集中豪雨や火山噴火など忘れようのない自然災害が続発しました。昔はその時代の為政者が天変地異、疫疾、兵乱などの凶事の影響を断ち切る災異改元が行われていました。その始りは平安時代とされ、地震被害が多かった鎌倉時代は短期間の元号が多かったようです。元禄時代(江戸時代)の1703年に、マグニチュード8クラスの「元禄関東地震」が発生し、「宝永」に改元されました。4年後の明応時代に巨大地震が起きていたとの新説がでて、いま注目されているようです。

大正時代の関東大震災を教訓に耐震設計が進み、昭和時代は台風の襲来が多く、治水の技術が進展しました。

平成時代の阪神大震災では、旧耐震基準で建てられた住宅が多く倒壊し、自治体の耐震化支援の動きが全国に広がり、さらに東日本大震災や西日本豪雨では、安全な場所に避難することが命を守る上で欠かせない迅速な避難行動の大切さが確認されました。

皇太子殿下が新天皇に即位された5月1日に「平成」から「令和」に改元されました。

令和の典拠は万葉集にある「初春令月、気淑風和（初春の令月《れいげつ》にして気淑く《きよく》風和《かぜやわらぐ》」、人々が美しく心寄せ合う中で文化が生まれ育つ、の意があるそうです。

私は令和を「地域のつながりが安心・安全なまちをつくる。」に置き換え、令和時代は地域で減災に取り組む自然災害に強いまちへ、私のライフワークである「減災」への取り組みを強く推し進めていく決意を再確認いたしました。

